

## 入港禁止法案、池田代議士の主張通り時限的立法に

今年6月、万景峰（マンギョンボン）号など北朝鮮船舶を念頭においた「特定船舶入港禁止特措法」が成立しました。与党と民主党がそれぞれの法案を持ち寄って共同提案することで合意し、池田代議士が提唱し民主党案の特徴であった「国際情勢が改善した場合に法律自体を廃止する」規定が盛り込まれ、法案の名称も「特別措置法案」で時限的立法となりました。

「船舶の自由航行を恒久的な法で制限することは、海洋国家、通商国家である日本にふさわしくない。時限的な法律にすることによって北朝鮮に強いメッセージを送ることができる。」という池田代議士の主張が、与野党を問わず広く認められた結果です。

これにより、拉致問題や核開発疑惑について誠実な対応を見せない北朝鮮に対して、日本は2月に成立した経済制裁法について二枚目の外交カードを持つことになりました。経済制裁法についても、池田代議士が7年前から発案、提唱していたもので、二つの法律の成立に池田代議士は、先導的、主導的役割を果たしました。

## 安全を軽視した米国産牛肉の輸入再開に反対

農林水産、厚生労働の両省は、10月15日国内のBSE（牛海綿状脳症）対策の見直しを食品安全委員会に諮問しました。全頭検査と特定危険部位の除去と言う二重の措置で保たれている我国の牛肉の安全対策を緩和し、20ヵ月以下の牛を全頭検査の対象から外すことが見直しの骨子となっています。これでは、食の安全の上で消費者の信頼を損ね、新たな牛肉離れを起こしかねません。

これは、米国との輸入再開協議をにらんでの国内措置の変更であり、我が国の制度を輸入再開を強く求める米国の要求に合わせようとするものです。さらに、予算委員会での小泉総理大臣の「米国には日本同等のBSE対策を要求する」とした発言にも反します。

日本の消費者の安全・安心よりもブッシュ米大統領の希望を優先させる今回の政府与党の米国産牛肉の拙速な輸入再開への動きに対し、民主党は消費者、生産者、流通産業関係者などとともに食の安全を守るために断固反対しています。



10月28日の民主党主催の国民集会

## 国会を見学に来ませんか。

本会議や予算委員会の傍聴など、国の政治が動いている姿を身近に感じることができます。

何人でも結構ですので遠慮なくお申し出下さい。



<http://www.m-ikeda.com>  
[mail\\_g00369@shugiin.go.jp](mailto:mail_g00369@shugiin.go.jp)

民主党では党员・サポーターを募集しています。

党员・サポーターになると代表選に投票できるほか、様々な活動や政策作りに参加することができます。



衆議院議員 池田元久事務所

国会 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1  
 衆議院第一議員会館643号  
 03-3508-7903 FAX3508-3643  
 横浜 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰2-30  
 045-371-1000 FAX374-0100